

## 川崎市学習支援・居場所づくり事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、健全な育成環境の維持に課題を有する生活保護受給世帯、生活困窮世帯及びひとり親家庭等の子どもに対して、高校等への進学に向けた学習支援や生活習慣習得の支援等を行う居場所を提供することで、健全な育成を図り、貧困の連鎖を防止することを目的として実施する川崎市学習支援・居場所づくり事業（以下「本事業」という。）について、円滑な実施を図るために、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 生活保護受給世帯

市内在住の生活保護受給世帯

(2) 生活困窮世帯

川崎市生活自立・仕事相談センターの支援対象となっている市内在住の生活困窮世帯

(3) ひとり親家庭等

市内在住の児童扶養手当法第4条に該当する世帯（以下「児童扶養手当支給世帯」という。）及び現に父母のいずれかまたは両方が子どもの養育に参加していない状況にあり、児童扶養手当支給世帯となることが見込まれる世帯

2 前項第2号または第3号に該当する世帯が生活保護を受給している場合は、本事業においては生活保護受給世帯として取り扱う。

(対象者)

第3条 本事業の対象者は、次の各号に定める世帯に属する小学3年生から中学3年生の子ども及びその保護者とする。ただし、小学1・2年生の子どもについても、小学3年生以上のきょうだいを利用して、通室にあたっての安全が確保できる場合に限り、実施主体と受託法人による協議の上で対象とすることができるものとする。

- (1) 生活保護受給世帯のうち、本事業による支援が必要と福祉事務所長が認める世帯
- (2) 生活困窮世帯のうち、本事業による支援が必要と健康福祉局生活保護・自立支援室（以下「生活保護・自立支援室」という。）が認める世帯
- (3) ひとり親家庭等のうち、本事業による支援が必要とこども未来局児童家庭支援・虐待対策室（以下「児童家庭支援・虐待対策室」という。）が認める世帯

(事業内容)

第4条 本事業の目的を達成するために、次の各号に掲げる支援を行う。

- (1) 学習支援
- (2) 居場所の提供
- (3) 生活習慣習得支援
- (4) 保護者への情報提供及び相談支援
- (5) キャリア教育
- (6) 高校進学後の定着支援
- (7) その他、必要な支援

(実施主体及び担当部署)

第5条 本事業の実施主体は、川崎市とする。ただし、適切な運営を行うことができる認められる法人(以下「受託法人」という。)に委託して実施することができるものとする。

2 本事業に係る事務は、第3条第1項各号の区分(以下「世帯区分」という。)に応じて、次の各号の担当部署が行う。

(1) 生活保護受給世帯 当該世帯を所管する福祉事務所

(2) 生活困窮世帯 生活保護・自立支援室

(3) ひとり親家庭等 児童家庭支援・虐待対策室

(事業の実施場所等)

第6条 本事業の実施場所は、利用する子どものプライバシーや安全性を確保できる市内の施設であって、市長が認める場所とする。

(利用申込)

第7条 本事業を利用しようとする者は、川崎市学習支援・居場所づくり事業利用申込書兼同意書(第1号様式。以下「利用申込書」という。)により、第5条第2項各号に定める担当部署に対して、利用申込を行うものとする。ただし、生活困窮世帯は、川崎市生活自立・仕事相談センターに利用申込書を提出するものとし、川崎市生活自立・仕事相談センターは提出された利用申込書を生活保護・自立支援室に進達する。

2 前項による利用申込を受けた担当部署は、利用申込者が第3条の規定に該当するか審査を行った上で、利用の承認または不承認を決定する。なお、不承認の場合は、担当部署は不承認とした理由を付して、利用申込者に書面で通知するものとする。

3 前項による利用の承認を受けた利用申込者(以下「利用者」という。)

は、事業を初めて利用するまでに、受託法人から事業の方針や内容、計画等の説明を受けなければならない。

- 4 利用者は、転居等により利用する実施場所の変更を希望する場合や、世帯区分が変更になった場合は、あらためて第1項の規定による利用申込を行うものとする。

(利用中止の申出)

第8条 利用者は、本事業の利用中止を希望する場合は、川崎市学習支援・居場所づくり事業利用中止申出書(第2号様式。以下「利用中止申出書」という。)により、担当部署に申し出るものとする。ただし、生活困窮世帯は、川崎市生活自立・仕事相談センターに利用中止申出書を提出するものとし、川崎市生活自立・仕事相談センターは提出を受けた利用中止申出書を生活保護・自立支援室に進達する。

- 2 前項による申出を受けた担当部署は、受託法人を通じて申出の理由の把握に努め、慎重かつ適切に対応しなければならない。

(支援終了)

第9条 利用者が第3条各号のいずれにも該当しなくなった場合は、本事業による支援を終了する。

- 2 前項の規定に関わらず、当該利用者が引き続き本事業の利用を希望する場合は、実施主体と受託法人による協議の上、当該年度が終了するまでの期間、本事業による支援を継続できるものとする。

(利用の取消)

第10条 実施主体は、利用者が本事業の実施を阻害する行動を取る等、適正な事業運営に支障が生じると判断した場合は、当該利用者の利用の承認を取り消すことができるものとする。

- 2 前項により利用を取り消した場合、担当部署は川崎市学習支援・居

場所づくり事業利用取消通知書（第3号様式）により、利用者に通知する。

（利用料）

第11条 本事業の利用料は、無料とする。

（その他の事項）

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、健康福祉局長及びこども未来局長が協議の上、定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成24年10月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年3月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。